

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

特別養護老人ホームすこやか苑 重要事項説明書

当施設は介護保険事業所の指定を受け、入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスは、青森市に住民票を有する方で、要介護と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団
- (2) 所在地 青森県青森市中央三丁目20番30号県民福祉プラザ3階
- (3) 電話番号 017-777-8118
- (4) 代表者氏名 理事長 須藤 和彦
- (5) 設立年月日 昭和52年12月5日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
平成26年12月1日 指定
介護保険事業所番号 0290100296
- (2) 事業所の名称 特別養護老人ホームすこやか苑
- (3) 事業所の所在地 青森県青森市大字浜館字間瀬85番地6
- (4) 電話番号 017-757-8122
- (5) FAX番号 017-757-8126
- (6) 事業所長氏名 管理者 大水 康治
- (7) 事業所の運営方針
 - ① サービスの提供にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 - ② 可能なかぎり居宅における生活への復帰を念頭に置いてサービスを提供することにより、入居者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。また、居住環境を少人数とし、家庭的な雰囲気の中でケアを行います。
 - ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、青森市、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成26年12月1日
- (9) 入居定員 29名

3 設備の概要

居室・設備の種類	部屋数	備 考
個室	29室	9～10室×3ユニット トイレ洗面収納付
共同生活室	3カ所	各ユニットにリビングダイニングとして
浴室	4カ所	各階 個別浴槽1 特別浴槽1
機能訓練室	1カ所	多目的ホール兼用
医務室	1カ所	2階

4 職員の体制

職名	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	施設全体の管理監督	1名		1名
医師	診察、健康管理		1名	1名
生活相談員	生活相談、連絡調整	1名		1名
看護職員	診察の補助、健康管理	2名		2名
介護職員	日常生活介護	16名	3名	19名
栄養士	献立作成、栄養指導	1名		1名
機能訓練指導員	機能訓練	1名		1名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名		1名
介護助手	介護業務の補助		4名	4名
事務員	庶務、会計、その他	1名		1名
労務員	苑内の清掃		3名	
専任当直員	夜間警備、建物管理		3名	3名

※介護支援専門員は介護職員兼務。

※職員は、併設指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の職員を兼ねる。

<主な職種の勤務体制>

職名	勤務時間
管理者	日勤E 7:30 ~ 16:30
生活相談員	日勤A 8:00 ~ 17:00
栄養士	日勤B 8:30 ~ 17:30
介護支援専門員	日勤C 9:00 ~ 18:00
機能訓練指導員	日勤D 9:30 ~ 18:30
事務員	日勤F 10:00 ~ 19:00
医師	木曜日 13:00 ~ 14:00
看護職員	早番 7:00 ~ 16:00
	日勤E 7:30 ~ 16:30
	日勤A 8:00 ~ 17:00
	日勤B 8:30 ~ 17:30
	日勤C 9:00 ~ 18:00
	日勤D 9:30 ~ 18:30
	日勤F 10:00 ~ 19:00
	看護遅番 12:00 ~ 21:00
介護職員 介護助手	早番 7:00 ~ 16:00
	日勤E 7:30 ~ 16:30
	日勤A 8:00 ~ 17:00
	日勤B 8:30 ~ 17:30
	日勤C 9:00 ~ 18:00
	日勤D 9:30 ~ 18:30
	日勤F 10:00 ~ 19:00

	遅番	13:00 ~ 22:00
	夜勤	22:00 ~ 翌7:00
	入浴E	7:30 ~ 16:30
	入浴A	8:00 ~ 17:00
	入浴D	9:30 ~ 18:30
	介①	7:00 ~ 12:00
	介②	8:00 ~ 13:00
	介③	16:00 ~ 21:00

5 サービス内容

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスは、介護支援専門員が入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成した施設サービス計画をもとに提供します。

区 分	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な食事介助を行います。 ・原則として食堂での食事提供、介助を行います。 ・身体状況（嚥下状態等）に応じた食事の提供を行います。 ※食材料費、調理等に係る費用は介護保険対象外です。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、入浴の自立についても適切な援助を行います。 ・原則週2回以上の入浴または清拭の援助を行います。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
身辺介助	<ul style="list-style-type: none"> ・移動介助、体位交換、衣類の着脱、身だしなみ介助（歯磨き、洗顔、整髪等）を行います。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 ・快適な生活が送れるよう適切な環境を整えます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持、低下防止に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に健康診断を実施します。 ・入居者の健康管理に努めます。 ・入居者の服薬管理を行います。 ・緊急時には医師（嘱託）または協力医療機関等への引継ぎを行います。
巡 回	<ul style="list-style-type: none"> ・日中及び夜間の定期的な巡回による安全確保に努めます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者及びご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

環境整備	・入居者の居室・共用部分の清掃、整理等を行い、快適な生活を過ごせるよう適切な環境を整えます。
レクリエーション等	・個人で選択できる各種趣味活動等を提供します。 ・季節ごとのイベント及び行事等を企画します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（別途費用がかかるもの）

区 分	内容・料金
居 室	・施設利用するために必要な居住費 ※但し、負担限度額認定証記載段階の限度額とします。 ※外泊・入院時において、別紙「料金表」による外泊時費用が適用する日を超えた期間においては、満額となります。 ※契約終了日を超えた後も居室の明け渡し完了するまでは、満額となります。但し、死亡した場合は、その限りではありません。
食 事	・食材料費、調理等に係る費用 ※但し、負担限度額認定証記載段階の限度額とします。
特別な食事	・特別な食事を提供する場合にかかる費用 実費
理美容	・理美容に要した費用 実費
健康管理	・通院等に係る医療費、お薬代 実費 ・インフルエンザ予防接種等に係る費用 実費
その他の日常生活に係るサービス	・外部クリーニング利用代金 実費 ・レクリエーション、クラブ活動費用等 実費 ※但し、機能訓練の一環や全体レクリエーション（行事）等による活動費用は除きます。 ・日用品等の購入費 実費 ・コピー代 ・電気料（個人用TV持込み）

※具体的な金額は、別紙料金表参照。

6 利用料及びその他の費用

*介護保険制度における利用料は、介護報酬の告示上の額とし、別紙「料金表」のとおりとします。介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

*保険給付以外のサービス費用については、上記5（2）のとおりとします。理美容・健康管理・その他の日常生活に係るサービス等における外部への支払いに関しましては、一旦当施設で立替え、月々の利用料請求と合わせてご請求いたします。

*利用料の支払い方法

原則として、金融機関口座への振込または、口座振替とします。

月末締め翌月15日までに請求書を送付します。口座への振込は25日までにお願いします。

口座振替の手続きをお済の方は、毎月20日前後の指定日に引き落としとなります。

金融機関：青森みちのく銀行 新町支店 普通預金 口座番号 3033767

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団 理事長 須藤 和彦

7 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

人権擁護・虐待防止責任者 管理者	大 水 康 治 017-757-8122
相談窓口 生活相談員	千代谷 祐 志 017-757-8122

8 保証人

保証人について	・保証人1名を定めていただきます。入居者が保証人を立てられない場合は、施設と相談の上、第三者機関の活用等について検討します。
保証人の義務・役割	・保証人は、入居者に債務不履行があったときは、一切の金融債務について連帯して履行の義務を負っていただくとともに、入居者の身柄を引き取る責任を負うものとします。

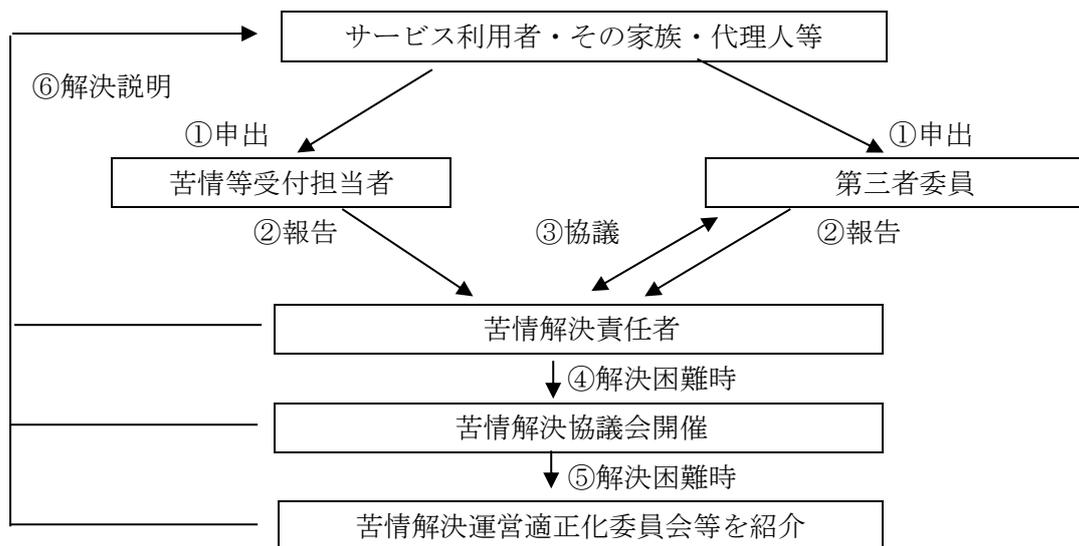
9 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の対応	* 事故が発生した場合には、速やかにご家族、医師（囑託）等に連絡を取り、迅速に必要な措置を講じます。 * 状況、措置等の記録を残し、必要に応じて青森市へ報告します。 * 対応方法については、対応マニュアルを定めており、その都度原因を解明し、再発防止策を講じていきます。
損害賠償	* 事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、損害保険等の手配を行い、誠実に対応します。 * 施設損害賠償責任保険に加入しています。

10 苦情の受付

入居者・ご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し必要な措置を講じます。苦情処理体制は以下のとおりです。

- ① 相談・苦情の受付（苦情受付担当者又は第三者委員）
- ② 苦情解決責任者・苦情解決協議会座長・第三者委員へ報告
- ③ 苦情解決責任者による苦情解決に向けた第三者委員等と協議
- ④ 苦情解決困難時、苦情解決協議会開催
- ⑤ 苦情解決協議会にて苦情解決困難時、青森県運営適正化委員会へ解決策等について斡旋
- ⑥ 苦情解決責任者による解決策等の申出者への説明（必要に応じて第三者委員の立会有）



苦情等受付担当者	生活相談員	千代谷 祐 志	017-757-8122
苦情解決責任者	管理者	大 水 康 治	017-757-8122

< 第三者委員 >

青森県立保健大学講師	長内志津子	017-765-2000 (代)
虹ヶ丘町会会長	其田 誠造	017-743-8665
浜館地区民生児童委員協議会会長	北向由己子	017-741-5320

< 苦情解決協議会 >

第三者委員・入居者代表・ご家族代表・苦情解決責任者等により構成し、苦情解決へ尽力する。虐待が疑われる事案が発生した際も事案解決に協力する。

< 行政機関その他苦情受付機関 >

青森市福祉部介護保険課	所在地：青森市新町1丁目3-7 電話番号：017-734-5257
国民健康保険団体連合会	所在地：青森市新町2丁目4-1 電話番号：017-723-1301
青森県運営適正委員会 (青森県社会福祉協議会)	所在地：青森市中央3丁目20-30 電話番号：017-731-3039

11 医療

協力医療機関の概要と協力内容	<p>* 協力医療機関</p> <p>医療法人 芙蓉会 村上病院</p> <p>(住 所) 青森市浜田3丁目3-14</p> <p>(電 話) 017-729-8888</p> <p>(診療科) 内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病内科・神経内科 心療内科・整形外科・血管外科・泌尿器科・精神科 放射線科・リハビリテーション科</p>
----------------	---

	<p>社会福祉法人 敬仁会 青森敬仁会病院 (住 所) 青森市大字久栗坂字山辺 8 9 - 1 0 (電 話) 0 1 7 - 7 3 7 - 5 5 6 6 (診療科) 内科・整形外科・リハビリテーション科</p> <p>*協力歯科医療機関 医療法人 Cofl 東ミナトヤ歯科医院 (住 所) 青森市浜館字見取 1 5 - 1 (電 話) 0 1 7 - 7 1 8 - 0 4 5 3</p>
入居者が医療を要する場合の対応	<p>*疾病・負傷等により治療が必要になった場合は、入居者の意思を確認し、保証人等の同意を得て、医師の判断・指示により、協力医療機関、近隣の病院等の受診に協力します。</p> <p>*入院治療を必要とする場合は、入居者の意思を確認し、保証人等の同意を得て、医師の判断・指示により、入院の協力をいたしますが、入退院時の付添い（検査入院等を含みます）をお願いします。</p>

1 2 契約の終了・解除

契約の終了	<p>*以下の場合には、当施設の利用契約は自動的に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者が死亡した場合 ・介護認定により入居者が自立又は要支援と判定された場合 ・入居者が他の介護保険施設に入所した場合 ・事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合 ・やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
契約の解除	<p>*入居者からの契約解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約を解除しようとするときは、契約終了 7 日前までに施設の定める契約解除通知書を提出してください。 ・入院した場合や職員によるサービスの不履行がある場合は、即時に解約することができます。 <p>*当施設による契約解除</p> <p>以下の事由に該当する場合に当施設は本契約を解除することができます。この場合、入居者・保証人に対する説明・協議の場を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料を 3 ヶ月以上支払わない場合 ・入居者及び家族、保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の告知をせず、または不実の告知を行い、その結果、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ・入居者の病状、心身状態等の著しい変化により医学的管理の必要性が増し、事業者でのサービス提供が困難と判断された場合 ・入居者が病院に入院する場合等の理由で当施設を不在にし、不在期間が 3 ヶ月を超えた場合 ・入居者またはご家族が当施設または職員、他入居者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

1 3 防災設備及び非常災害対策

- *施設の防災設備は、福祉施設に対する消防法の基準を満たした設備です。
- *施設は防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、非常災害に備えるため定期的に避難救出、その他必要な訓練を行います。

防火管理者：伊藤 泰史

1 4 守秘義務に関する対策

事業者、職員及び職員であった者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨、職員就業規則に定めています。

1 5 身体拘束の廃止

事業者及び職員は、入居者の自由を制限するような身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入居者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 6 サービス利用にあたっての留意事項

- *来訪者は、面会時には面会票に名前、住所等を記入してください。また、来訪者が宿泊する場合には、管理者の許可を得る必要があるため、職員に申し出てください。
- *宗教や信条の相違等で他の入居者等に迷惑を及ぼさないようにしてください。
- *けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼさないようにしてください。
- *施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することは慎んでください。
- *施設敷地内は禁煙です。ご協力ください。
- *故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すことはできません。
- *施設内での金銭及び食物等のやり取りは、ご遠慮ください。
- *職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

1 7 入居者等に対する事業計画閲覧に関する方針

特別養護老人ホームすこやか苑事業計画書は、運営推進会議などにおいて関係機関へ配布し、透明性を確保するほか、法人ホームページで閲覧が可能です。また、希望される入居者等へ配布いたします。

私は、本書面により、特別養護老人ホームすこやか苑を利用するにあたっての重要事項の説明を受け、十分理解したうえで同意いたしました。

年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

保 証 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

説 明 者 所 属 社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団
特別養護老人ホームすこやか苑

住 所 青森県青森市大字浜館字間瀬 8 5 番地 6

氏 名 _____ 印